## 2016（平成28）尒12月16日

## ぶらく が べつ かんしょうすい しえ ほう


L＝こ か施行むれました
部谸荎別のたい社会を実現するために， 2016（平成28）年12月16日に


ちゃせての法律かでたのが
そして陫もか幸せに重らすために大切なことは何なのか，
考えてみましょう。


## 部落差別の解消の排進に関する法律

（目的）
第一条 この法律は，現在もなお部落差別が存在するとともに，情報化の進展に伴って部落差別 に関する状況の変化が生じていることを踏まえ，全ての国民に基本的人権の毫有を保障する日本国憲法の理念にのっとり，部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消する ことが重要な課題であることに鑑み，部落差別の解消に関し，基本理念を定め，並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに，相談体制の充実等について定めることにより，部落差別の解消を推進し，もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。 （基本理念）
第二条 部落差別の解消に関する施策は，全ての国民が等しく基本的人権を享有するかけがえ のない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり，部落差別を解消する必要性に対 する国民一人一人の理解を深めるよう努めることにより，部落差別のない社会を実現すること を哲として，行われなければならない。
（国及び地方公共団体の責務）
第三条 国は，前条の基本理念にのっとり，部落差別の解消に関する施策を講ずるとともに，地方公共団体が講ずる部落差別の解消に関する施策を推進するために必要な情報の提供，指導及 び助言を行う責務を有する。
2 地方公共団体は，前条の基本理念にのっとり，部落差別の解消に関し，国との適切な役割分担を踏まえて，国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ，その地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。
（相談体制の充実）
第四条 国は，部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るものとする。
2 地方公共団体は，国との適切な役割分担を踏まえて，その地域の実情に応じ，部落差別に関 する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るよう努めるものとする。
（教育及び放発）
第五条 国は，部落差別を解消するため，必要な教育及び啓発を行うものとする。
2 地方公共団体は，国との適切な役割分担を踏まえて，その地域の実情に応じ，部落差別を解消するため，必要な教育及び啓発を行うよう努めるものとする。
（部落差別の実態に係る調查）
第六条 国は，部落差別の解消に関する施策の実施に資するため，地方公共団体の協力を得て，部落差別の実態に係る調査を行うものとする。

府 皦
この法律は，公布の日から施行する。

## 大分市



## 部落差別解消推進法について

この法律は，現在もなれ部落差別が存在するとともに，情報化の進展に袢って部落差別に関する状㳳の変化が生じていることを踏まえ，部落差別の解消を推進し，部落差別のない社会を実現することを目的としており，国及び地方公共団体の責務を定め，相談体制の枈実や教育及び炇笎の推進，部落差別の実態に係る調査を行うこととしています。
それでは，現在もなぁ存在する部落差別について，現状を見てゐましょう。

## 全国で発生している主な差別事象


差別事象が起
いるんだね
－2007（平成19）年1月 土地差別調査事件
マンション建設予定地周辺の立地条件を調査する会社が，同和地区の所在地などの情報を報告書としてまとめ，依頼主に提出していた事件

司法書士らが文書を偽适し，1万件にものぼる戸籍謄本等を不正取得していた事件。不正取得された戸籍謄本等は，結婚 の際など差別的な身元調査に使われていた可能性があることが問題となった。
2015（平成27）年5月 差別文書大量ばらまき事件
1850枚にもおよぶ悪質な差別文書が同和地区内の公営住宅などにばらまかれた事件。
－2016（平成28）年4月 「全国部落調査」復刻出版差し止め
被差別部落の所在地や世帯数を記した戦前の調査報告書「全国部落調査」を復刻出版しようとした出版社が，裁判所から出版を差し止められた。

## 



Q あなたは，同和問題に関して，現在，どのような問題が起きていると思いますか。（複数回答）


大分市が2015（平成27）年に実施した市民意識調査の結果によると，同和問題に関して「特に問題は起きていない」と答えた人は $9.5 \%$ ，「わからない」と答えた人は $35.7 \%$ で，それ以外の約半数の人は，同和問題に対して何らかの差別があることを認識しています。
$\mathbf{Q}$ 仮に，あなたのお子さんが，恋愛をし，結婚したいと言っている相手が同和地区出身者だとわかった場合， あなたはどんな態度を取ると思いますか。

| 34．1\％ |  |  | 44．1\％ | 14．5\％4．9\％2．3\％ |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| $\llcorner$ | 1 | 1 | 1 | 1 |  |
| 0\％ | 20\％ | 40\％ | 60\％ | 80\％ | 100\％ |

[^0]
## 部落差別の解消を阻ももの

部落差別の解消を阻む゙要因として，「そっとしておけば自然と差別はなくなっていく」，
「自分には関係ない」という考え方があります。
市民の方から寄せられた意見の一部を見ながら，考えてみましょう。
（意見は，文意を変えない範囲で一部変更しています。）
そつとしておけば差別はなくなる？

－若い世代の人は部落差別など知らないのだから，学校などでも教えない方がよいのでは？

- 同和問題は，時代が流れていくにつれ，なくなっていくと思う。
- 同和問題を知らない人も，色々取り上げる事により知ってしまう。知らなければ差別することもないのでは？

同和問題について，差別の歴史や現状を正しく学べば，差別の理京笗さに気づくことができます。 むた，「そっとしておけば差別はなくなる」という考え方では，差別を現在受けている人は，差別がなくなる みで耐え続けなければならないこととなります。
さらに，同和問題についてよく知らない人が，誤つた知識や偏䏹を持つ人の話やインターネット上の差別的な書さ込みなどを読み，それを信じると，偏見や差別意識を持ってしまう可能性があります。

## 自分には閏係ないのでは？

－差別を見たことも受けたこともないので，自分には関係ない。騷ぎすぎでは？本当に関係ない のかな？ －同和問題について，学校や職場でこれまで関わってきた事がないので，知識もなく関心もありませんでした。

- 気にしているのは特定の年代だけなのでは？
- 70歳を過ぎているが，同和問題というものが良く分からないし，差別を受けた話を聞いた事がない。

同和問題は，特別な問題ではなく誰もが直面しうる問題です。普段は表に出なくても，結婚や就職，住宅購入など，現実に自分の問題となったときに「差別の心」が表面化することがあります。「もし自分が差別を受ける側なら…」と相手の立場に立ち，自分の問題として考えることが大切です。
同和問題は，自分には関係のないことだと思っていませんか？
「寝た子を起こすな」，「自分には無関係だ」とする考えは，差別を容認してしまうことにつながります。
「限られた人だけの問題だ」と無関心にならず，正しい知識を身に付けるとともに，差別を受ける側の立場に立ち，私たち一人ひとりが「どうすれば差別がなくなるのか」を考え，行動することが大切です。誰もが幸せに暮らせる差別のない社会のカギは，私たち一人ひとりが握っています。


部落差別を知らない人が増えると，世間の誤った意見などに流されてしまう。 そうならないように，若いうちから学ぶこと が必要だ。

部落差別についての知識がないと，偏見を持ってしまい，知らないうちに相手を傷つけることもある。


[^0]:    みた，同調査の「自分の子どもの結婚相手が同和地区出身者とわかった場合にどんな態度をとるか」という設問に，「考え直すように言う」と答えた人は $4.9 \%$ ，「迷いながらも，結局は考え直すように言うだろう」と答えた人は $14.5 \%$ で， 5人に1人が考え直すという調査結果が出ています。

    この結果から，市民の間にも差別意識が残つており，いまだに部落差別が解消されていないことがうかがえます。

